



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	統計的教育思想の生成と展開 : 道徳統計における「社会的なるもの」と教育 [全文の要約]
Author(s)	山岸, 利次
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	乙第7104号
Issue Date	2020-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/79737
Type	doctoral thesis
File Information	Toshitsugu_Yamagishi_summary.pdf



序章 教育(思想)史における「社会的なるもの」と道徳統計—「統計的教育思想」の生成

20 世紀初頭、フランスとドイツにおいて「教育」を「社会的なるもの」との関係において考察する教育思想・構想が出現した。フランスにおける「方法的社会化(socialisation méthodique)」として「教育」を捉える É・デュルケーム(Émile Durkheim, 1858-1917)の「社会学的教育思想」、そして、ドイツにおける「共和国少年福祉法(Reichsgesetz für Jugendwohlfahrt, RJWG)」(1922 年)による「子どもの教育への権利(das Recht des Kindes auf Erziehung)」の法定である。これらはともに「社会的なるもの」と「道徳」、そして「教育」を関係づけるそれまでにはない新奇な教育思想・構想であった。フランスとドイツという異なる場所において、同時期に「社会的なるもの」と「道徳」とを関連付け、そのもとに一異なる形であれ—「教育」が構想されたということ。この歴史的事実は、国・地域を超えて、3 者を関連付けるような知、そしてその知の苗床となるような実践が展開していたことを示唆するものである。「社会学的教育思想」も「子どもの教育への権利」も、そうした知・実践の帰結として理解されるべきものである。そして、そうした知・実践として、本論文は統計学の一領域である「道徳統計(Moralstatistik, statistique morale)」、特に 19 世紀後半以降のドイツ道徳統計論に注目するものである。

「道徳統計」という名称はパリの弁護士 A・M・ゲリー(André-Michel Guerry, 1802-1866)の講演・著作のタイトルである「フランス道徳統計試論」(1833 年)に由来する。彼は組織的収集が始まったばかりの犯罪統計・教育統計を駆使して、犯罪の分布と教育程度との関係を実証的に検討し、その成果を「道徳統計」の名の下に公表した。彼の試みはそれまでにはない新しいものであったが、道徳統計を体系化して学問的に基礎づけたのはベルギーの統計学者である A・ケトレー(Lambert Adolphe Jacques Quételet, 1796-1874)であった。「社会物理学(physique sociale)」として構想されたケトレーの統計学は、人口統計や衛生統計、そして道徳統計を包含するものである。「社会物理学」は 1850 年代に本格的にドイツに紹介されることになるが、そこでは「自由意志論争」と呼ばれる一大論争が起こる。これは、統計に現れる数値の一定性と個人の「自由意志(Willensfreiheit)」をどのように関係づけるか—統計的法則から個人の自由をいかに擁護するか—ということが争われたものである。論争には狭義の統計学者のみならず哲学者、神学者も加わる。J・F・ヘルバルトに師事した哲学・心理学者である M・W・ドロビッシュ(Moritz Wilhelm Drobisch, 1802-1896)やルター派の神学者である A・フォン・エッティンゲン(Alexander von Ottingen, 1827-1905)が主要な人物である。エッティンゲンは道徳統計をもとにして独自の「社会倫理学(Socialethik)」を構想したが、こうした理論化を経て道徳統計は単なる数値の羅列に止まらない「学」たるにふさわしい内実を構築し、統計学の一領域として確固とした地位を占めることになる。そして、20 世紀初めには G・フォン・マイヤ(Georg von Mayr, 1841-1925)が体系化した「社会統計学(Sozialstatistik)」において、道徳統計はその一翼を担うことにな

ったのである。

ところで、道德統計はその成立当初から教育と密接な関係があったということは注目されてよい。「道德統計」という名称をはじめて使用したゲリーにおいてすでに教育が主題として取り上げられていた。19 世紀前半は民衆教育の意義が強調された時代であり、公教育拡大のプロセスにおいては教育の道德的影響が強調された。こうした状況において、教育は当然のごとく道德統計の対象として取り上げられたのである。1850 年代に「社会物理学」がドイツに紹介された際にも、「教育」は重要な考察対象の 1 つであった。エッティンゲンは道德統計を基盤として「社会倫理学」・「慣習学(Sittenlehre)」を構想したが、産業化による社会矛盾が犯罪や自殺といった非道德的行為として現れる当時であって、「教育」は社会倫理の形成、個人そして社会の「道德化」にとって重要な要因だったのである。

ケトレーによる「社会物理学」、そして、エッティンゲンによる「社会倫理学」という名称が示唆するように、道德統計は「社会的なるもの」を表象する統計である。もちろん、「統計」に冠された形容がはっきりと述べるように、その表象は「道德」という観点からなされるものである。しかも、そこでは「教育」が主題として検証される。統計というタブローにおいて「社会的なるもの」、「道德」、そして「教育」が交差(クロス)する、道德統計とはそうしたものである。そして、この交差(クロス)から、これまでにはない新たな教育思想が生成した。「社会的なるもの」と「道德」とを実証的に関連付け、そこから「教育」を反省する思想。これは「統計的教育思想」と言い得るものである。本論文は、道德統計の展開において生成したこの教育思想を明らかにすることを目的とするものである。

第 1 章 統計学の生成から道德統計前夜まで

本章では、「道德統計」の歴史的特性を明らかにするために、その出現に至るまでの「統計学(Statistik)」の歴史を概観した。具体的には、①17 世紀中葉から 18 世紀ドイツにおける H・コンリング(Hermann Conring, 1606-1681)や G・アッヘンヴァール(Gottfried Achenwall, 1719-1772)による国家記述としての統計学、②17 世紀イギリスにおける J・グラント(John Graunt, 1620-1674)、W・ペティ(William Petty, 1623-1687)の「政治算術(political arithmetic)」による国家の量的記述、③18 世紀後半のプロイセン・ドイツにおける J・P・ブュースミルヒ(Johann Peter Süßmilch, 1707-1767)による統計の対象としての「人口」の出現、④18 世紀末から 19 世紀初頭のフランスのコンドルセ(Nicolas de Condorcet, 1743-1794)、ラプラス(Pierre-Simon Laplace, 1749-1827)による「道德科学(science morales)」における原因論としての確率論の深化、という統計(学)史における 4 つの画期を検討した。

現代において、統計(学)はもっぱら数を用いた分析方法を意味するものであるが、発生期の統計学(Statistik)はそのようなものではなかった。”Statistik”は「国家理性」に由来する言葉であり、発生期の統計学は、実際の政治学とでも言うべき質的記述に基づく国家に関する知(「国状論」)であった。コンリングは国家を統治する際にまずもって国家の現状を知ることが重要であるという考えを持ち、国家についての経験的・質的知を体系化することを試みた。ヘルムシュテット大学における講義である「諸国家の知識」において、彼はアリストテレスに依拠して国家を質的に分析・記述することを目指した。こうした志向はアッヘンヴァールに引き継がれ、コンリングを範とした講義である「諸国家の知識」は「いわゆる『統

計学』と名付けられた。彼は、統計学を国家の福祉に影響を与える「国家顕著事項」に関する質的知であるとし、その体系化を試みたのであった。このように、17世紀中葉から18世紀ドイツにおける統計学は国家についての質的知であった。

国状論が生まれたのと同時期にイギリスで生まれたもう1つの国家記述の知が「政治算術」であった。「算術」の名が示すように、これは数を用いて国家を記述しようとしたものであった。「政治算術」の名称はW・ペティの著作（初版1690年）によるが、その発想はペティの友人であるJ・グラントに基づく。1662年に出版された著作『死亡表に関する自然のおよび政治的諸観察』において、グラントは「死亡表(Bills of Mortality)」を「観察(observation)」し、その結果を「自然」および「政治」の観点から考察した。こうした数量分析を体系化し国家記述・分析を行ったのがペティの『政治算術』(1690年)であった。グラントの記述が基本的にはロンドンにおける人口記述に終始していたのに対して、ペティのそれはロンドン、自国のイングランド、さらには隣国の状態の検討を行うことを主眼とした。そして、ペティ以降、人口は国力の1つとして明確に位置付けられ、その観点からイギリスを他国と比較し、自国の繁栄を明らかにすることが政治算術の眼目となった。そして、政治算術の観察による数量の分析という方法は、F・ベーコン(Francis Bacon, 1561-1626)の学問観に基づくものであった。国家を記述するという意味では、国状論と政治算術は共通するものであるが、その拠って立つ学問観は、前者がアリストテレス、後者はF・ベーコンと大きく異なるものであった。

「国状論」および「政治算術」は、方法は違えど共に国家の現実の姿を捉えようとしたものであった。しかし、18世紀中葉以降、それらの記述対象の1つが固有の実定性を持ったものとして出現することになる。「人口」である。人口は国状論においては国家顕著事項の1つとして、また、政治算術においても国力の指標の1つとして国家記述の一部を構成していたが、18世紀半ば以降、独立した知の対象となる。政治算術は人口現象の数量的記述を可能にした。プロイセンの牧師であるJ・P・ズュースミルヒは政治算術の方法を用い、人口現象に「神の秩序」を見据えることで国家とは区別された対象として人口を捉えたのである（『神の秩序』初版1741年）。ズュースミルヒによる「人口」の統計の目的・対象化には2つの背景がある。第1に、「人口」が他の諸現象を差し置いて統治の主要な対象として出現したということである。人口こそが国力の源泉であり、人口（現象）に関する知と統治との結びつきが形成されはじめる。第2に、その自然神学的理解により、人口現象が国家とは区別された固有の実定性を持ったものとして認識されたということである。国家とは異なる「神の摂理」という次元の設定がこうした認識を担保し、そこから「神の秩序」たる人口法則を発見しようという志向が生まれたのである。「人口」を統計の対象・目的として国家とは区別されたものとし、しかも、そこに独自の法則を読み取るという彼の試みは人口統計の先駆というべきものであった。しかし、このような法則の理解は一法則を神の摂理ととらえるがゆえに一原因論が不在であった。人口現象に現れる「法則」は神の摂理であるがゆえに、それ以上の説明は不要だったのである。彼に欠如していた原因論を準備したのは「確率論」であり、人口統計と確率論はフランスの道德科学において結びついたのである。

18世紀中葉において、「確率論」は狭義の数学に収まるものではなく「経験に基づく未来予測」を志向し、しかも、現象の背後にある原因の確定を試みるものであった。そして、こうした確率論の（人口現象を包含する）道德・政治科学への適用は、コンドルセとラプラス

によってなされたのである。コンドルセは「政治算術」と「確率論」に基づいて「社会数学」を構想した。「社会数学」は人間の行動に影響を与える恒常的原因、さらにはこうした原因が帰結する恒常的法則を明らかにすることにその眼目があったが、確率論とはそのための方法であった。

「恒常的原因の確定」というモチーフはラプラスによって精緻化される。彼によれば、すべての事項は先行する原因により決定され、全てのことを知る知性であれば、その知識から全てを予見できるという（「ラプラスの悪魔」）。しかし、人間は全能な知性ではないので「偶然」が生じる。不完全な知性ゆえに生じてしまう偶然に対処するための知が確率論である。彼の確率論は、過去の原因を確定し、そこから未来を予測するということが主眼となる。そして、こうした確率論は天文学のみならず人間にも適用することが目されたのである。

以上のように、「道德統計」以前の統計（学）史は、「対象・目的としての〈国家／人口〉」、「方法としての〈質的記述／量的記述〉」、「統計の前提となる〈神学的世界（・秩序）観／科学的世界（・秩序）観〉」という観点から跡付けることができるが、18世紀末から19世紀初頭には、「社会集団における法則の存在とその数学的处理による確率論的解明」という、「道德統計」の核となる方法論が理論的に整備された。

第2章 道德統計の成立—ゲリー「道德統計」とケトレー「社会物理学」

本章では、発生期の道德統計の特徴と教育認識について、具体的にはA・M・ゲリーとA・ケトレーのそれを明らかにした。

道德統計は1830年代のフランス語圏において現れた新たな統計であり、この時期に組織的収集が行われはじめた「犯罪統計」をはじめとする諸統計—そこには識字や就学等、教育に関する統計が含まれる—により、社会の「道德状態」を明らかにすることを目的とするものであった。道德統計という名称の発案者であるA・M・ゲリーは『フランス道德統計試論』（1833年）において、識字率と犯罪率とを交差（クロス）させることで、「教育」と「犯罪」との関係を実証的に検討した。道德統計は、その成立時において「道德」と「教育」との関係を主題の1つとするものであった。1830年代のフランスにおいては、公教育の拡大を主張する者たちの間で「教育の普及により犯罪が減少する」という前提が共有されていた。しかし、彼の道德統計論はこの前提を実証的に否定した。ゲリーが示したのは、犯罪の原因が無知ではないということ、そして、知識教育の普及程度と犯罪数には逆相関がみられるということであった。しかし、この結果から、彼は即座に教育が犯罪を必然的に準備するという結論を出すわけではない。そうではなく、学校における教育が知識教育(instruction)に偏っていることに逆相関の原因を見定め、学校において教育(éducation)を実現し道德性の涵養に資するべきだと主張したのである。道德統計の対象・目的となる「道德性」は従来の倫理学が対象・目的としていた「徳」と異なるものであるが、「道德」という観点から、「教育」と「犯罪」とが統計というタブローにおいて交差（クロス）し、「犯罪」との関係において「教育」を実証的に考察するという、新たな教育への認識が生成したのである。

道德統計という名称の発案はゲリーによるものであるが、この新たな統計を方法論的に深化させ、そこに学的内実を与えたのはA・ケトレーの「社会物理学」構想であった。ラプラスの後継を自認する天文学者であるケトレーは、「社会的なるもの」を物理学における概念・方法で把握しようと試みたのである。人間を個人ではなく集団において捉え、集団にお

ける「法則(*loi*)」を確定した上で、改めてその「法則」から個人を捉え直すという「平均人(*l'homme moyen*)」という概念に集約される彼の方法においては、法則の原因としての「社会的なるもの」への認識の萌芽が見られた。しかし、その「物理学」的特性ゆえ「社会的なるもの」は「自然的原因」と区別される（誤差として無視しうる）「摂動的原因(*causes perturbatrices*)」と位置づけられ、一義的関心の外に置かれた。そのため、社会的行為・機能である「教育」は、犯罪との関係において「教育」を「実証的」に認識するという枠組みの革新にも拘わらず、その認識が深められることはなかった。実定性を伴うものとして「社会的なるもの」が統計において固有の対象・目的となるには、「社会物理学」の自然科学的法則観を超克することが必要であった。

1830年代の道徳統計の特性は以下のようにまとめることができる。

第1に、道徳統計が先行する人口統計とは異なる独自の内実をもった統計の領域として成立したということである。このことは人口現象とは異なる道徳現象とでも言うべきものが固有の認識の対象として現出したということを意味する。そして、それを可能としたのが、19世紀に入り本格的に開始された犯罪統計である。犯罪の数を、犯罪のカテゴリー毎に、その発生した年や季節別、さらに犯罪者の属性別に整理した犯罪統計は道徳統計に格好の素材を提供したのであった。第2に、しかし、道徳統計と犯罪統計とは一後者が前者の主要なものであるが一異なるものであるということである。犯罪数を数え上げ、それをカテゴリー別に整理する犯罪統計は犯罪現象を理解するためのものである。付言すれば、こうした知が「犯罪者」という新たな人間類型を生み出したのであった。しかし、道徳統計の意義はそこに収まるものではない。道徳統計においては犯罪統計と他の統計—その典型は学校数や識字状況を示す統計である—を交差（クロス）させる。犯罪統計と他の統計を組み合わせることにより、「道徳性(*moralité*)」を数量的に可視化する道が拓かれたのである。第3に、このような形で明らかにされた道徳性はもっぱら非違行為との関わりにおいて把握されたということである。道徳統計において道徳性の「指標」とされたのは、それまでの倫理学が考察の中心としていた「勇気」「慎重」「正直」といったような徳ではない。そうではなく、「犯罪」「自殺」等々、犯罪統計において数え上げられた非違行為こそが、道徳性を測る指標となった。これは道徳思想史の観点から見ると極めて大きな意味があることである。いわゆる徳倫理学とは決定的に異なる道徳に関する言説が現出したのである。「犯罪数」「自殺数」など数値で示される指標により道徳性が測定・評価されるのである。第4に、上記のように数値化され測定可能な事物を「指標」とみなすことにより、個人の内面性に「実証」的にアプローチするという道が拓かれたということも強調されるべきことである。直接には把握することのできない個人の「内面」と数量的に認識可能な個人の外面的事実が—＜原因—効果＞という連関において—後者を前者の「指標」と見なすことにより結びついたのである。第5に、このような言説の中において新たな教育認識が生成したということである。道徳統計において犯罪と交差（クロス）されることにおいて、教育は犯罪との相関において、実証的に検討・考察されることになった。このこと自体、教育（思想）史において1つの画期である。そこで得られた認識により学校における道徳教育の必要性が主張されるが、そこにいる「道徳性」もまた犯罪をはじめとする非違行為との関係において意味づけられるものである。「道徳」といい「教育」といい、道徳統計における教育認識とは、このように非違行為との相関において考察される、そういうものである。

しかし、このような教育認識は矛盾を内包するものであった。すなわち、一方ではこうした非違行為の社会問題化に伴い、その対策として知識教育とは異なる道德教育の必要性が主張されることになる。しかし、他方で、自然決定論的理解においては「教育」は個人の非違行為を決定する要因の 1 つにすぎないものでもある。非違行為を防止するに際してそれはもはや決定的な意義を持つものではないと理解された。あわせて確認されなければならないのは、ケトレーの「社会物理学」においては—その名称とは裏腹に—「社会的なるもの」が考察の一義的対象となっていなかったということである。「物理学」のアナロジーに基づく自然決定論のもと、「社会的なるもの」の人間への影響についての考察を展開できなかったケトレーにおいて、そもそも「教育」は占めるべき場所がほとんどなかった。このことが、1830 年代の道德統計において教育認識が「認識」にとどまっていた理由である。

第 3 章 ドイツ道德統計における「教育」—「統計的教育思想」の生成・展開

本章は、1860 年代ドイツの「自由意志論争」、そしてその後の「社会統計学」の所論から、「統計的教育思想」の生成および展開について明らかにした。1850 年代には、「社会物理学」が紹介されたドイツにおいて「自由意志論争」と称される一大論争が起こる。本論争は道德統計に現れる一定性に対して個人の「自由意志」を擁護するということが中心的課題であったが、ここにおいて「規則性(Gesetzmäßigkeit)」が「法則(Gesetz)」にとってかわることにより自然科学的法則観が破棄され、「社会的なるもの」と個人との関係を統計により実証的に考察する道が拓かれた。本論文は「自由意志論争」における論者の 1 人である A・フォン・エッティンゲンの「社会倫理学」に「統計的教育思想」の生成を見るが、その特性を明らかにするために、エッティンゲンの道德統計論、同時代人であり自由意志論争においては彼と並び称される論者であった M・W・ドロービッシュの哲学・心理学的統計論、そして、20 世紀初頭のドイツにおいて「社会統計学」を体系化した G・フォン・マイヤの所論を検討した。

ケトレーの「社会物理学」は、1830 年代、そして、1850 年代と 2 度ドイツに紹介されている。1830 年代には狭く医療の専門家に関心が見られたのみであったが、それに対して 1850 年代においては広く社会の関心を引き起こし、「自由意志論争」という、統計上の数値の一定性と個人の「自由意志」とをどのように関係づけるかという、統計学はもちろん、哲学や倫理学、歴史学の論者が加わる論争が 1860 年代に起こった。1850 年代の社会物理学のドイツへの紹介はケトレーその人の著作によるものではなく、T・バックル(Henry Thomas Buckle, 1821-1862)の『イギリス文明史』(1857 年)を通してのものであった。バックルは個別的・個性的記述に重きを置いていた従来の歴史学を批判し法則に則った「文明化」の歴史記述を試みた。そして、このような法則への志向のなかで—ケトレーが必ずしも断定的結論を下していなかった—一個人の自由意志の否定という結論を明確に打ち出した。本書はドイツにおいては大きな人気を博し追随者を生み出すものの、大勢は<ケトレー—バックル>的世界観には否定的であり、「統計的決定論による自由意志の否定に対しいかに自由意志を擁護するか」ということが論争の主眼であった。統計に現れる一定性と自由意志とがいかに両立するかという、経験的事実と倫理学的要請との関係が問われたのである。統計的決定論による自由意志の否定に対する反論には 2 つのタイプが存在した。すなわち、一方は、M・W・ドロービッシュの哲学・心理学的立場による自由意志の擁護であり、他方

は、A・フォン・エッティンゲンによる統計学を基盤とした「社会倫理学」構想である。注目すべきは、両者はともに「自由意志」を擁護することに関わり「教育」についての思考を展開したということである。ケトレーのような決定論を排して「自由意志」を肯定することは、『『道德化』としての『教育』』を要請し、両者はそれぞれケトレーとは異なる「教育」像を打ち出した。そして、後の社会学を準備する「社会的なるもの」の概念が構築され、この「社会的なるもの」を表象するものとしての「統計学」を位置づけたエッティンゲンの教育思想は、「統計的教育思想」と言い得るものであった。

「社会物理学」による自由意志の否定に対して、ドロービッシュはヘルバルトの表象心理学に依拠しながら、「社会物理学」が導出した自然決定論的「法則」の「規則性」への読み替え、さらに、「自由意志」の「道德的自由(sittliche Freiheit)」への定位を行うことでカントの倫理学とは異なる形で自由意志を擁護した。自由意志は行為の決定という「選択意志」に極限されるものではなく、「熟慮」にも関わるものである。「自由意志」と「選択意志」とを区別することにより、統計上の数値と個人の自由意志の問題を切り離れた。道德統計の規則性は「選択意志」による行為の決定における恒常的原因の存在を実証するものであった。自由意志は行為の選択に極限されるものではない。意志は「道德的(ジットリッヒ)に判断する」、また、「それに基づいて行為を決定する」という「道德的自由」に関わる概念であった。それゆえ、ドロービッシュにとっては個人を「道德的主体(sittliches Subjekt)」へと形成していくことは重要な課題であった。その際、道德的価値に向かう趣味の形成に着目し、道德教育としての美的教育を構想した。美への「趣味」を形成することが道德教育の主眼だったのである。

エッティンゲンは自ら構想する学を「社会倫理学」と命名した。彼が「社会倫理学」を構想する際に念頭に置いているのは、一方でケトレー的な「社会物理学的世界観」であり、他方で、従来の倫理学を特徴づける「原子・個人主義的世界観」であった。社会物理学について、彼はその自然決定論的特性を批判する。「社会物理学」は確かに人間の行動に対する社会的要因による規定性を明らかにした。しかし、「物理学」という名称が暗示しているように、これは自然決定論に墮するものであり、個人の人格的要素を問題化せず、自由意志の否定を帰結した。エッティンゲンの学問構想は「倫理学」という言葉が「社会」と結びついたということに歴史上の画期があった。「原子・個人主義」的倫理学は、道德統計に現れるような個人の人格への外部からの規定を前にしたとき、それを「自然的側面」によるものと不当に評価・無視し、道德性の問題を閉じた個人内部の問題として捉えてきた。それに対し、彼は、個人への規定を「社会的なるもの」による、また、「社会集団」における規定と位置づけた。個人の環境からの規定を身体・物質的な側面に定位して自然科学的に問題化する「物理学」ではなく、それを個人の道德性においてこそ問題にしようとするために、彼は「社会」という言葉と「倫理学」とを結び付けた学問を構想したのである。付言すれば、「社会的なるもの」を通じた人格・精神への規定は偶然的の一つまり、ケトレーに言葉にいう「摂動的」—なものでは決してない。そうではなく、「社会的なるもの」に由来する拘束は個人の道德性の発達において不可欠なものであった。エッティンゲンは、古代ギリシア以来の—とりわけキリスト教思想の伝統に位置づく一習慣形成論における<習慣(Sitte)—道德性(Sittlichkeit)>の概念連関から、「慣習」たる「社会的なるもの」による個人の「道德化」の機制、すなわち『『社会的なるもの』』の教育力」を弁証したのである。

以上のような「社会倫理学」において、「統計的教育思想」と言うべき、これまでにはない新奇な教育思想が生成した。エッティンゲンの教育思想は以下のような特徴を持つ。第1に、「教育」の主体として「社会的なるもの」を位置づけ、そこに「教育力」を措定したということである。道徳統計において表象される「社会的なるもの」を原因とした「規則性」は、古代ギリシア以来の一とりわけキリスト教思想における一習慣形成論のターミノロジーによって解釈され、個人と社会は＜慣習—習慣—心術—良心＞という機制において関係づけられた。このことにより「社会的なるもの」が個人を「道徳化」・「教育」する力が導出され、「社会」の「教育力」なるものが定式化された。第2に、「統計的教育思想」は学校教育に社会性を付与することを要請するということである。エッティンゲンは「知識教育」とは区別される道徳教育・宗教教育の実現を主張するが、彼の言う道徳教育・宗教教育には習慣形成論が含意されている。そして、社会集団が体現する「慣習」が個人の「良心」を形成するということは、社会集団そのものが「教育」的であることを要求する。ここにおいて、「教育」は単に個人に働きかけるということを意味するものではなくなる。そうではなく、個人の外部環境たる社会集団を統制することも組み込まれることになる。第3に、「道徳化」としての「教育」は「学校」を超えて、「社会的なるもの」を構成する諸機関・諸装置が連接することを要請するということである。エッティンゲンは「教育」を考察するに当たり、文化施設も視野の内においた。また、道徳教育を論じるに当たり、学校と教会との関係を念頭に置いていた。「統計的教育思想」の第2の要請が「学校が社会となる」というのであれば、この要請は「『社会的なるもの』が教育的となる」ということを求めるものである。以上のような特徴を持つ「統計的教育思想」は、まさに「道徳統計」によって生成したものである。「道徳統計」は「社会的なるもの」を表象し、ここにおいて「教育」と「犯罪」をはじめとする非道徳的行為とが（実証的）に関連付けられる。一方において「教育」は「社会的なるもの」の構成要素となると同時に、「教育」そのものが他の「道徳統計」が対象とする諸現象との関係において考察される。「道徳統計」発生期のゲリーやケトレーにおいて、「教育」はすでに道徳統計の一角を占めるものではあった。しかし、「社会物理学」の自然決定論的法則理解は「教育」についての積極的な思想を打ち出しはしなかった。「法則」を「規則性」へと読み替え、自然と「社会的なるもの」とを弁別し、それに個人を道徳化する力を付与したエッティンゲンこそが、「統計的教育思想」の生成に決定的な役割を果たしたのである。

エッティンゲンを承け「社会統計学」を体系化したのはG・フォン・マイヤである。マイヤはその道徳統計論において「保護・強制教育(Fürsorge=Zwangserziehung)」に着目している。「保護教育(Fürsorgeerziehung)」・「強制教育(Zwangserziehung)」とは虞犯少年・触法少年への矯正教育のことであり、上述のRJWGにおいて「子どもの教育への権利」を保障する具体的形態として保護教育が定められている。こうした歴史的事実は「統計的教育思想」が要請する具体的教育形態が「保護・強制教育」であることを示している。それは2つの意味においてである。第1に、保護・強制教育は、子どもを取り囲む環境の統制を「教育」に組み込んでいるということである。保護教育の要諦は、子どもの不良化の原因を一性格・性向といった心理的要因ではなく一家庭を典型とする、子どもを取り巻く環境に不良化の原因を求めたということ、そして、子どもに理想的な教育環境を保障することであった。「社会的教育力」を前提とする統計的教育思想は、それぞれの教育施設・装置というミクロな次

元においては、『教育力』を持つ社会」たる教育環境が子どもにとって理想的なものであることを要請する。第2に、保護・強制教育が社会において占める位置である。保護・強制教育が行われるのは学校ではない。にもかかわらず、これは「教育」である。学校外の、不良化した子どもに対する矯正という刑法・民法上の措置が「教育」と名指されるということ。これは、「道德化としての教育」という眼差しが学校のみならず社会の至るところで、局所的に生成・展開していることを示唆するものである。そうした諸施設・諸機関が接続することにより、社会全体が教育的であることを要請される。「社会の教育力」をミクロな「社会」ではなく全体社会へ拡大していくこと。これは、「統計的教育思想」のマクロな次元での展開と言い得るだろう。以上のことから、保護・強制教育は「統計的教育思想」の具体的な帰結の1つだと言い得る。付言するならば、一ミクロにしるマクロにしる—「教育」を冠された装置・施設、あるいは全体社会そのものが、十全にその「教育」機能を果たしているかを観察するもの。それこそが統計である。「統計的教育思想」とはそういうものである。

終章 「統計的教育思想」研究の意義

本論文は先行研究に対して以下の意義があるものとする。

第1に統計（学）史研究に関して。従来の研究においては、エッティンゲンの道德統計論は、その神学的特性への否定的評価によってほとんど検討されてこなかったと言ってよい。しかし、本研究はこの神学的思想こそが道德統計における個人と「社会的なるもの」との学的関係を構築する1つの契機であったと主張する。自然科学的法則とは異なるやり方で個人を規定する「社会的なるもの」を概念化することにより、統計学ははじめて「社会的なるもの」を、規則性を伴う実定性を持った固有の対象・目的として位置付けることができたのである。統計は「社会的なるもの」をこそ表象する。「社会物理学」ならぬ「社会倫理学」—「キリスト教慣習学」—が「社会統計学」を準備したのである。

第2に「統治性」研究に関して。M・フーコーは16～18世紀の統計学について数多く言及しているのに対し、19世紀以降のそれについて論じているところがほとんどない。こうした観点から言えば、本研究は彼の言う「処罰社会」を駆動させる知の1つである統計学について、それ以前の「国家理性」としての統計（国状論）や「経済的理性」としての統計（人口統計）とは異なる独自性を、その成立史に沿って具体的に明らかにしたことに意義があると考えられる。「社会的なるもの」を構成する諸機関・諸装置がそれぞれ独自性を持ちつつも一終極点に「監獄」を持ちながら一個人を「規律」する。道德統計は、そうした諸機関・諸装置を「道德化」という観点から評価する知であった。また、道德統計により表象された「社会的なるもの」が「道德性」との関連において概念化されたものであるということは改めて強調すべき歴史的事実であると言える。本研究は19世紀の「社会」に関する知の1つである道德統計が、道德性との関係において「社会的なるもの」を表象・概念化したこと、そして、それが19世紀末に成立する社会学を準備したということを明らかにした。

第3に教育（思想）史研究に関して。「統計的教育思想」という視角の設定は従来の教育（思想）史研究に対して、以下のことを新たな知見として提出するものである。

まず、1860年代の道德統計において、早くも『社会的なるもの』と教育』についての思想が生成していたということを明らかにしたことである。特に、エッティンゲンにおいて「慣習の……教育的影響」あるいは（慣習の）「教育する道德的諸力」といった文言がすで

に現れているという事実—これは、デュルケームの「社会の道德力」というそれに比肩するものである—は強調されるべきことである。デュルケームの（道德）教育思想は、「教育と社会的なるもの」を関連づけたはじまりの思想ではない。こうした把握はすでにエッティンゲンにおいてははっきりと形をもって現れているのである。

次に、「教育と『社会的なるもの』」を関連づける 20 世紀の教育思想・構想を 1860 年代にまでさかのぼることにより、フランスとドイツの教育思想・構想を「統計的教育思想」という同一のものの異なるバリエーションのものとして位置づけたということである。道德統計の展開に沿う形で本研究は保護・強制教育が「統計的教育思想」の具体的形態だと結論づけた。このことは、デュルケーム教育思想と保護・強制教育が同根異種のものであることを示唆するものである。付言するならば、これまで明らかにした通り、道德統計の史的展開は一国に閉じているわけではない。道德統計—「統計的教育思想」—に着目することは、必然的にトランス・ナショナルな知・実践の展開を視野に入れることになる。理論・思想の展開が一国内に留まることがないということは確認するまでもないことであるが、道德統計という知・実践に焦点を据えることにより、本研究は、国別に整理された教育（思想）史とは異なる視角を提示することができたと考える。

最後に、道德統計という知における教育思想の生成に着目することで、「統治と教育」という問題構制に対し、具体的な教育（思想）史的知見を提供し得たということである。近代社会がフーコーの言う「処罰社会」としての形を整えるなかで、教育は他の社会機能・実践との関連においていかに認識されたのか、そしてどのような構想が現れたのか。これまで教育（思想）史においては決して主題とはならなかった道德統計を検討することにより、その一端が明らかになったと言えるだろう。「道德性」が非違行為との関連において観念され、教育が「道德化としての教育」として、非違行為との関連において実証的に考察される。そして、統計によって表象・構築される「社会的なるもの」との関係において個人・社会を道德化する教育が構想されると同時に、教育的眼差しでもって社会そのものが認識・評価される。道德統計、そして「統計的教育思想」はこうした社会において成立した知・実践である。

本論文は、19 世紀から 20 世紀初頭にかけて道德統計において生成・展開した「統計的教育思想」をその歴史に沿って明らかにしてきたが、この時代（近代）・この地域（西洋）において成立した教育思想をこのように定式化することには、極めて現代的な意味がある。

「社会的なるもの」の統計による表象・構築。これは 20 世紀の西洋において本格的に成立・展開する社会（・福祉）国家の統治の中核に位置する知・実践である。統計により「社会的なるもの」が＜正常／異常＞という評価を伴いながら形を与えられ、そのようにして構築された「事実」に基づき国家による個人の生への介入が行われる。「社会的なるもの」が統治との相関において可視化され国家による介入の領野を形成する。社会（・福祉）国家における統計が果たしたこのような機能を念頭に置くと、**「統計的教育思想」**もこうした知・実践の 1 つに数えられる。統計という知・実践から教育（思想）史を検討する「統計的教育思想」という定式化は、このような意味で、社会（・福祉）国家における教育の権力分析の端緒となるものである。国家の統治戦略を見据えつつ、社会（・福祉）国家の権力の領野である「社会的なるもの」の表象・構築を視野にいれ、その概念のポテンシャルと限界を見極めつつ教育を構想する。社会（・福祉）国家が危機にある現代だからこそ、その成果である「生の保障」を守るためにこそ、こうした権力分析は必須のことである。